## 平成 26 年度 夏の提案に関する規制改革事項

## ≪静岡県≫

		関係省との調整状況	<b>備考</b> (これまでの接の状況等)
旅行業務取	旅行業法第	【国土交通省】	なし
扱管理者の	3条、第 11	旅行業務取扱管理者の選任義務に関する規	
選任義務の	条の2	定は、旅行業者等による取引の公正、業務の適	
特例		正を確保する旅行業法の根幹規定であり、消	
(着地型旅		費者保護の観点から、当該義務の緩和は原則	
行商品の販		として認められない。	
路拡大)			
		→ 消費者保護を担保する代替措置について	
		静岡県に確認するとともに、今後、着地型旅	
		行商品の販路拡大の実現に向けて、県側の	
		意向も踏まえつつ、国土交通省へ継続協議。	
広域スポー	道路交通法	【警察庁】	なし
ツイベント	第77条第	道路使用許可については、道路使用許可の	
開催時にお	1項	対象となる行為に係る場所が同一の都道府県	
ける交通規		公安委員会の管理に属する二以上の警察署長	
制に関する		の管轄にわたるときは、そのいずれかの場所	
警察窓口の		を所管する警察署長の許可を受けることによ	
一本化		り対応可能である。	
倫理審査委	臨床研究に	【厚生労働省】	なし
員会を設置	関する倫理	現行法令で対応可能。	
できる者の	指針3 用語	● 「臨床研究に関する倫理指針」について	
拡大	の定義 (16)	は、倫理審査委員会の設置要件を含めた見	
	倫理審査委	直しを進め、「人を対象とする医学系研究	
	員会 ⑧	に関する倫理指針」として取りまとめを行	
		い、平成 26 年 12 月に公布されている。	
		● 倫理審査委員会の設置要件については、①	
		審査に関する事務を的確に行う能力があ	
		ること②倫理審査委員会を継続的に運営	
		する能力があること③倫理審査委員会を	
		中立的かつ公正に運営する能力があるこ	
		ととしており、医療機関を有していない者	
		が倫理審査委員会を設置することを妨げ	
		るものではない。	
機能性表示	健康増進法	【消費者庁】	なし
の緩和・適用	第 26 条、第	規制改革実施計画及び日本再興戦略に基づ	
拡大	29 条、第 31	き、いわゆる健康食品等の加工食品及び農林	
	条の2	水産物に関し、企業等の責任において科学的	
		根拠をもとに機能性を表示できる制度を平成	

		関係省との調整状況	備考 (これまでの)誤の状況等)
		26年度中に措置する予定である。	( - 1.0. AANDONA NAVA A
保険適用範 囲の拡大	健康保険法 第 63 条第 1 項第 1 号	【厚生労働省】 以下の理由により対応不可  ● 医療保険制度において、治療の安全性・有効性が確認されたものは給付の対象としている。提案の項目も、現行の手続きの中で申請し、承認を受けるべき。  ● 提案のうち、手術支援ロボットを使用した前立腺悪性腫瘍の手術は既に療養の給付の対象となっている。	なし
		→ 特区内で審査を迅速化する等の対応について、省庁へ引き続き検討要請。	
医学部新設 の規制緩和	大院、び期等の 大大大 で で で で で で で で で で の の の の の の の	国家戦略特区初期メニュー	なし
		【厚生労働省】 以下の理由により対応不可。  ● 臨床修練等の期間は、医療に関する知識・技能の習得、教授・研究目的の達成のために必要な最低限の期間に限定されるべき。  ● 従来は最大2年だったものを最大4年とする制度改正が平成26年10月より施行されており、まずはこの制度を円滑に実施すべき。  → 特区において期間の延長を行うこと、及び臨床修練制度にとどまらず外国人医師の受入れを拡充することについて、引き続き省庁へ検討要請。	なし
医療法によ る病床規制 の特例	医療法第7 条の2、医療 法第30条の 4第2項第 10号~第12 号	【厚生労働省】 以下の理由により対応不可。 ● 基準病床数に基づく病床規制は、病床の地域的偏在の拡大防止及び全国的に一定水準以上の医療を確保することが目的。 ● 現行の附属病院及び東北地方で新設医学	なし

		明な少しの部故は江	備考
	関係省との調整状況 		(これまでの提案の状況等)
		部は基準病床数制度の中で運用している。	
		● 同様に地域医療に支障を生じることのな	
		いよう現行制度を適用すべき。	
		→ 現行法令において対応できる方策及び特	
		区での特例の範囲拡大について、省庁へ検	
		討要請。	
保険外併用	健康保険法	【厚生労働省】	なし
療養の拡大	第 86 条、厚	必要な医療は基本的に保険診療とされてお	
	生労働大臣	り、現在保険適用されていないものも、将来的	
	の定める先	な保険収載を目指す先進的な医療技術につい	
	進医療及び	ては、現行の保険外併用療養費制度において	
	施設基準(平	保険診療との併用をすでに認めている。現行	
	成 20 年厚生	制度の中で手続きの上、申請すべき。	
	労働省告示		
	第 129 号)、	→ 世界に先駆けた先進的な治療及び研究に	
	厚生労働大		
	臣の定める		
	先進医療及   び施設基準	が出来ないか、厚労省に再度検討要請する。	
	の制定等に		
	伴う実施上		
	の留意事項		
	及び先進医		
	療に係る届		
	出等の取扱		
	いについて		
医薬品の広	医薬品等適	【厚生労働省】	なし
告表示の緩	正広告基準	以下の理由により対応不可	
和	第3(基準)	● 単に「産学官連携」により開発された製品	
	10	であると広告に記載は現行制度で可能。	
		● 効能等について医師等が保証したものと	
		誤解される広告は不可	
		● 特定の医療機関名、大学名の記載は不可。	
		→ 具体的な表示内容について確認し、省庁	
		へ引き続き検討要請	
遠隔診療の	情報通信機	【厚生労働省】	なし
対象拡大	器を用いた	現行法令で対応可能。	· -
	診療(いわゆ	● 通知で示している遠隔診療の具体例は例	
	る「遠隔診	示であり、これ以外の遠隔診療が認められ	

		関係省との調整状況	備考 (これまでの)誤の状況等)
	療」)について(健政発第 1075 号 平 成9年12月 24日)	ないものではない。 <ul> <li>遠隔診療における「診察」についても、同通知で、「直接の対面診療による場合と同等ではないにしても、これに代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には、…直ちに医師法第20条等に抵触するものではない」との見解を示している。</li> <li>遠隔診療の対象は、同通知に掲げた事例に限られるものではなく、同通知の考え方に適合しているものであれば認められる。</li> </ul>	(これは、Cの)提集の人の小寺/
		→ 受診していても、数か月経過すると初診となるが、そうした場合も遠隔診療が認められるかどうか等、省庁に引き続き検討要請	
第三者認証 機関記品目の 拡大等査のよ を査化	薬事法第 23 条の 2	【厚生労働省】 現行制度により随時対応。 ● クラスⅡ(管理医療機器)は、ほぼ全ての 認証基準が策定されている。クラスⅢ(高 度管理医療機器)についても、認証基準の 整備計画に基づき、認証基準を策定予定で あり提案を踏まえ拡大していく予定。	なし
		→ 具体的な医療機器について確認し、省庁 へ随時検討要請	
協同組合化、 企業組合化 等に関する 規制緩和	中小企業等協同組合法第24条第1項	【経済産業省】 ○中小企業等協同組合設立要件として必要な発起人の数を、4人から3人に緩和。 安定した組合運営が困難となることから、対応できない。  ● 組合員が少ない場合、1組合員の出資額が高くなり、組織化の阻害要因となる。  ● 組合員数が少ないと事業規模が小さく採算が確保できない。	なし
		→ 発起人が上記のデメリットを承知の上であれば妨げる理由にはならないのではないか。また、特区内で発起人の数を3人とした場合に何か弊害が出るのか実証していくことはできないか、経済産業省に継続協議。	